

仕 様 書

1 件名

第26回参議院議員通常選挙用自動車啓発宣伝業務

2 契約期間

令和4年7月4日（月）から令和4年7月10日（日）まで

3 車両の内容

(1) 台数等

延べ21台（1日につき3台×7日間。運転手付き。）

※ 3台のうち1台は商用バン等（車体上に下記(2)の啓発用看板が設置できる車種とする。サクシードバン程度。）とし、残る2台は乗用車タイプ（ヴィッツ程度。軽自動車も可）とする。

(2) 設備

- ・ 3台ともに、啓発放送のための設備一式（CD又はmp3等の音声ファイルを再生できるプレイヤー及び拡声機）を備えたものとする。
- ・ 3台のうち1台（商用バン等）については、受注者において、啓発用看板（詳細は別紙のとおり）を前後左右に設置するものとする。
※啓発用看板の文言を変更する可能性有。

4 履行期間（運行期間）

(1) 令和4年7月4日（月）

午前8時45分から午後5時00分まで（※ 午前8時45分から県庁にて出発式）

(2) 令和4年7月5日（火）から令和4年7月9日（土）まで

午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 令和4年7月10日（日）

午前9時00分から午後7時00分まで

5 履行場所

車両等	履行場所（運行区域）
1号車（商用バン） ※車体上に啓発用看板を設置	神戸市 灘区、東灘区、中央区、兵庫区 長田区、須磨区
2号車（乗用車）	神戸市 垂水区、西区
3号車（乗用車）	神戸市 北区

※ 7月4日（月）は1～3号車は8時45分までに兵庫県庁（神戸市中央区下山手通）に啓発用看板等を設置した状態で集合すること。（別途指示する啓発自動車出発式に運転手として参加。）

6 想定走行距離

以下の距離を参考に燃料代を見積もるものとする。なお、大幅に距離が増加する特別な要因が無い限りは、精算は行わない。

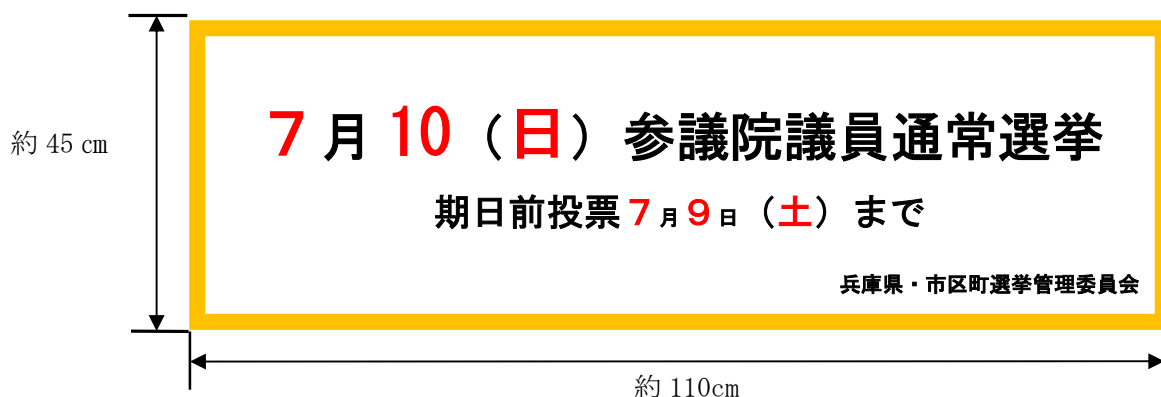
※距離は、同業務を行った過去の実績をベースに算出。

1日あたり約100km/台（100km×3台＝300km）300km×7日間＝2,100km

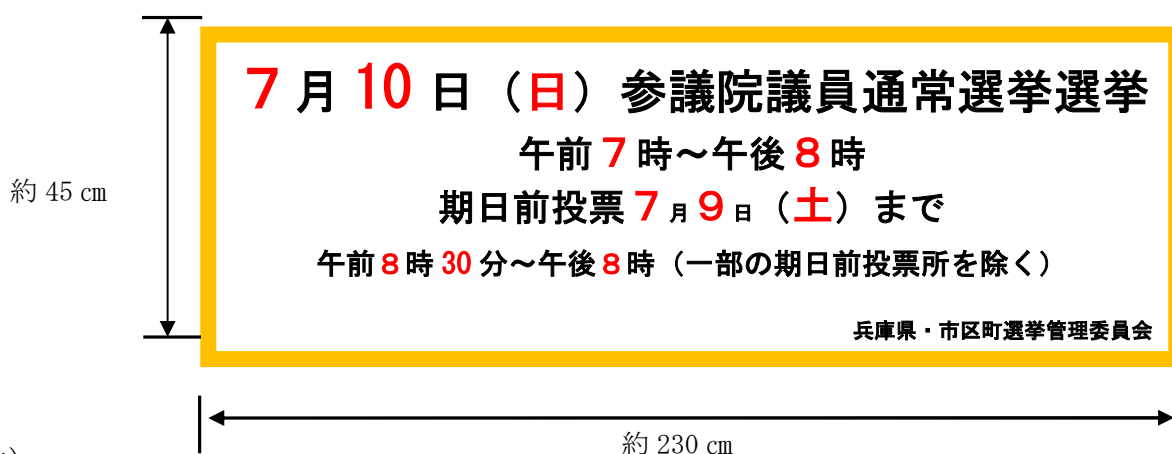
7 特記事項

- (1) 本業務については受注者がその責任において履行し、事故のないよう十分に注意を払うこと。なお、自動車保険（対人無制限・対物無制限等）について加入のうえ、業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については受注者が負担すること。
- (2) 啓発自動車を低速で運行の上、担当区域を隅々まで巡回（特に大通り、駅前、商店街、大規模団地等を中心とする。）し、投票参加を呼びかけること。
なお、各日の巡回コースについては、県選管が重点地区を指定する場合がある。
- (3) 啓発時に県選管職員が同乗する可能性がある。
- (4) 巡回に当たっては、立候補者・政党等の選挙運動用自動車に接近・並走しないよう注意すること。また、立候補者等の宣伝車と遭遇した場合には消音すること。
- (5) 拡声器の音量は適宜調整し、特に病院、学校付近では過度な音量とならないよう注意すること。
- (6) 往復路走行中も啓発を行うこととし、高速道路は啓発効果が少ないため走行しないこと。（西区や北区への移動に当たり、有料道路を使用することは可能であるが、通行料金は受注者の負担となること。）
- (7) 選挙啓発期間中に必要となる駐車場代については、経費として入札価格に含むこと。
- (8) 啓発に必要な音源（CD 又は mp3 等の音声ファイル）、重点巡回コースに係る地図等、ボディパネル（車体横にマグネット式で貼付ける啓発資材）等は、県選管が提供する。
- (9) 各日の業務終了時には、別途定める業務終了報告書を速やかに県選管に提出すること。
また、啓発中に事故等が発生した場合には、状況に応じ、適切な緊急措置を講じるとともに、直ちに県選管に報告し、指示を受けること。
- (10) 受注者は巡回に当たっての留意点等について県選管と事前に十分打ち合わせを行うとともに、担当区域内を下調べしておくなど、当日のスムーズな巡回に必要な措置を行うこと。
- (11) 業務にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、「ひょうごスタイル」に留意すること。
- (12) 仕様書に定めのない事項については、その都度、県選管と協議すること。また、契約締結後、本仕様書に疑義が生じた場合は、県選管の指示に従うこと。

(前後面) 前後併せて2枚作成



(側面) 側面各々に2枚作成



注)

- 1 材質は風雨にさらされても1週間程度の使用に耐えられるもの。
- 2 兵庫県知事選挙及び日時 of 文字は極力大きくお願いします。(事前に県選管の校正を受けること。)
- 3 特に7月10日(日)の「7」「10」、曜日の「日」を強調してください。
- 4 数字・曜日は「赤色ゴシック」、その他は「黒色ゴシック」で作成してください。
- 5 ルーフキャリア等の物品積載装置に啓発用看板を取り付ける場合、物品積載装置の幅からはみ出さずに取り付けを行うこと。(物品積載装置の幅からはみ出す場合は、道路交通法の設備外積載の許可が必要となるので留意すること。)